

山梨県公報

第六十四号

令和二年

一月十六日

木曜日

目次

告示

○土地収用事業の認定……………七

公告

○一般競争入札について……………八

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………一〇

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………一〇

○都市計画の変更図書の縦覧(三件)……………一一

○落札者の決定について……………一一

教育委員会

○山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則……………一二

○山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………一二

告示

山梨県告示第十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和二年一月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 起業者の名称 富士五湖広域行政事務組合

二 事業の種類 富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 山梨県富士吉田市松山五丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設整備事業(以下「本件事業」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第二項の規定により設けられた二部事務組合である富士五湖広域行政事務組合(以下「起業者」という。)が、新庁舎等(以下「本件施設」という。)を整備する事業であることから、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成三十年三月に「富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設基本計画」(以下「基本計画」という。)において本件施設の整備についてその具体的な方針を定めている。

また、起業者は、本件事業に要する経費について、令和二年度以降、予算措置を講ずることを確約していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、富士五湖地域の一市二町三村により構成され、地域の防災拠点としての役割を果たしてきた。しかし、起業者の現庁舎は昭和四十八年七月に完成以降、施設の老朽化、バリアフリーへの対応の遅れ、駐車スペースの不足等から、通常業務に支障があるだけでなく、今後、富士五湖地域の防災拠点としての機能を発揮することが困難な状況にある。

本件事業の実施により、職員の執務環境の改善、来庁者の利便性の向上のみならず、複雑多様化する災害に備えるために迅速な防災管理体制を確立し、消防力の向上を図ることも可能となる。また、講習会場等を整備することで講習会等の開催が可能となり、地域住民の防災に関する意識の向上も期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

起業者が行った現地調査等によると、起業地周辺は埋蔵文化財包蔵地に該当しないことが確認されている。

また、起業者は、建築工事期間中の周辺地域への騒音、振動、粉塵等について、周辺住民に対する説明会、仮囲いの設置、工事時間の厳守、低騒音重機の使用等により、騒音や振動の緩和、防塵対策を講じ、安全対策にも十分配慮すると

している。

(三) したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
代替案との比較

本件事業の施行位置については、取得可能な面積、消防各署所の配置状況、周辺における支障施設の有無、幹線道路との接道状況など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、起業者の現庁舎は、施設の老朽化等から富士五湖地域の防災拠点としての機能を発揮することが困難な状況にあることから、起業者は、基本計画において、令和三年度中に本件施設への移転を予定している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物の一般庁舎機能部分については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準等により、また、消防業務に必要な施設等については、全国消防長会の消防庁舎基準面積表により算出していること等から、必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 取用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 富士吉田市役所 都市基盤部 用地課

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立こころの発達総合支援センター診療等総合システムハードウェア等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和二年三月一日から令和七年二月二十八日まで

4 納入場所及び設置場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県子育て支援局子ども福祉課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七條の四第一項第三号に

該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和二年二月六日（木）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和二年二月六日（木）まで（山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県子育て支援局子ども福祉課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和二年一月三十一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和二年一月三十一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年二月二十六日（水）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階子育て支援局会議室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 最低制限価格の有無 無

7 契約書作成の要否 有

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三一から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県子育て支援局子ども福祉課（電話〇五五―二三―一四四九）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Comprehensive medical system hardware and other equipment for Yamanashi Prefectural Heart Development General Support Center (1 unit)

2 Date and time for tender: 10:00 AM February 26, 2020

3 Bureau in charge: Child Welfare Division, Child-rearing Support Bureau,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501
Japan TEL 055-223-1449

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和二年一月十六日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社にしきマネジメントサービス 代表取締役 清水照夫	山梨県甲府市桜井町六百四十三番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 湯村ショッピングセンター
 - (二) 所在地 山梨県甲府市千塚一丁目百五十五番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	山梨県中央市若宮五十番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和二年八月二十五日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千六百五平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百七十四台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四十一台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 百六十七平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 八十一立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 五箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和元年十二月二十四日
 - 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 - 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年五月十八日まで
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和二年一月十六日
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 合同会社フォ
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎

レストプロパティ 代表社員 株式会社フォレストホールディングス 東京都渋谷区代々木三丁目二十三番四号一三階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール甲斐竜王 山梨県甲斐市富竹新田字大明神河原千七百十四番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アマノ 代表取締役 天野晴夫 山梨県甲斐市篠原千四百三十三 外三	株式会社シャトレーゼ 代表取締役 古屋勇治 山梨県甲斐市下曾根町三千四百四十番地一 外四者

- 3 変更の年月日 令和元年十一月八日
届出年月日 令和元年十二月二十三日
- 四 縦覧場所 山梨県甲斐市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年五月十八日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。
令和二年一月十六日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画下水道 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、

同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。
令和二年一月十六日

- 一 都市計画の種類 韮崎都市計画下水道 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士吉田市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。
令和二年一月十六日

- 一 都市計画の種類 富士北麓都市計画下水道 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和二年一月十六日

- 一 落札に係る物品等 山梨県知事 長 崎 幸太郎

(一) 名称 凍結防止剤散布機

(二) 数量 五台

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲斐市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和元年十一月二十二日

四 落札者

(一) 名称 株式会社キムラ

- (二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号
- 五 落札金額 三千二百八十三万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年十月十日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月十六日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立特別支援学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

別表に次のように加える。

山梨県立特別支援学校 うぐいすの 杜学園	山梨県甲府市住吉二丁目一番十七号	病弱	
		小学部	中学部
			三年
			六年

(山梨県立特別支援学校通学区等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校通学区等に関する規則（平成八年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	県下全域（山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四
--------------------	---

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県立特別支援学校学則第八条の規定は、この規則の施行の日以降に入学する生徒について適用し、同日前から引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月十六日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中39の項を40の項とし、16の項から38の項までを一項ずつ繰り下げ、15の項の次に次のように加える。

16	県立青洲高等学校	青 高
----	----------	-----

別表第一に次のように加える。

41	県立特別支援学校うぐいすの杜学園	支う学
----	------------------	-----

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

号）第二十七条第一項第三号の規定に基づき措置中の者に限る。）